

個人情報保護規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2017年9月27日

<文管 2-05>

第1章 <総則>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）が取扱う個人情報の収集、利用または提供方法などを定めることにより、個人情報を適切に保護することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条. 本規程は、本協会及び加盟団体において、コンピュータ・システムにより処理されているか否か、および書面に記録されているか否か等を問わず、処理されるすべての個人情報を対象とする。
2. 本協会外の情報主体は選手の個人情報、正会員・賛助会員及びスポンサーとその関連会社及び取引会社の個人情報の全てをいう。
 3. 本協会および加盟団体内の情報主体は本協会及び加盟団体の役員、スタッフ、アルバイトでその個人情報についても本規程の対象とする。

(定義)

- 第3条. 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報：

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

(2) 情報主体：

一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(3) 個人情報保護管理責任者：

本協会理事長によって指名された者であつて、本規程の実施および運用に関する責任と権限をもつ者をいう。なお、加盟団体においては各加盟団体の最高責任者が加盟団体における個人情報保護管理責任者となる。

本協会は本規程を遵守させるための教育を行うものとする。

(4) 個人情報受領者：

個人情報の提供を受ける法人、その他の団体または個人をいう。

(5) 情報主体の同意：

情報主体が、収集、利用または提供に関する情報を与えられたうえで、自己に関する個人情報の収集、利用または提供について承諾する意思表示をいう。ただし、情報主体が未成年者等の場合は、

保護者の同意も得たことをいう。

- (6) 収集目的：
個人情報の利用および提供の範囲を定め、情報主体の同意の対象となるものをいう。この収集目的以外の目的に個人情報を使ってはならない。
- (7) 利用：
本協会及び加盟団体が個人情報を処理することをいう。この場合、本協会と加盟団体から外部に情報が渡ってはならない。
- (8) 提供：
本協会と加盟団体が外部の者に保有する個人情報を渡し、利用可能にすることをいう。渡した個人情報は外部の者が管理することになり、本協会と加盟団体の管理権限は及ばなくなる。
- (9) 預託：
本協会及び加盟団体が外部の者に情報処理を委託するなどのために保有する個人情報を預けることをいう。預託された個人情報は、本協会及び加盟団体の管理権限において管理されなければならない。預託先の会社がさらに個人情報を別の第三者に預託する場合であっても、本協会及び加盟団体が個人情報についてのすべての責任を負わなければならない。

第2章 <個人情報の収集に関する措置>

(収集範囲の制限)

- 第4条. 個人情報の収集は、本協会及び加盟団体の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(収集方法の制限)

- 第5条. 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

- 第6条. 次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集、利用または提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用または提供について、明示的な情報主体の同意、法令に特段の規定がある場合、または司法手続上必要不可欠である場合については、この限りではない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

- (3) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(情報主体から直接収集する場合の措置)

第7条. 本協会及び加盟団体が選手の個人情報を収集する目的は本協会及び加盟団体が開催する公式戦及び各種イベントに参加するにあたり、円滑かつ効率的な利便性を提供することであり、その個人情報を利用する場合はその提供者（選手など）の同意を得て、又本協会の取扱い方針の通知、公表を行った上で以下にあげる目的を遂行するために収集する。

- (1) 公式戦へのエントリー。
 - (2) 各種会員制サービスへの登録。
 - (3) 各種イベントへの申し込みと登録
2. 個人情報の開示を求める権利、および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、ならびに当該権利を行使するための具体的方法を示す。

(情報主体以外から間接的に収集する場合の措置)

第8条. 情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、6条(1)と(2)掲げる事項を書面またはこれに代わる方法によって通知し、情報主体の同意を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

- (1) 情報処理を委託するなどのために個人情報を預託される場合。
- (2) 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない収集を行う場合。

第3章 <個人情報の利用に関する措置>

(利用範囲の制限)

第9条. 個人情報の利用は必要な範囲以外の目的には利用せず、適法かつ公正な手段により、当該業務の目的に沿った必要範囲内で行うものとする。

(目的内利用の場合の措置)

第10条. 次に示すいずれかに該当する場合は、前条に定める情報主体の同意を必要としないものとする。

- (1) 法令の規定による場合。
- (2) 情報主体または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。

第4章 <個人情報の提供に関する措置>

(提供範囲の制限)

第11条. 個人情報の提供は、情報主体が同意を与えた収集目的の範囲内で行うものとする。

(目的内利用の場合の措置)

第12条. 収集目的の範囲内で行う個人情報の提供は、少なくとも、情報主体に通知し、事前の情報主体の同意を得、または提供より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする。

第5章 <個人情報の適正管理義務>

(個人情報の正確性の確保)

第13条. 個人情報は、収集目的に応じ必要な範囲内において、正確、かつ最新の状態で管理するものとする。尚店舗は「個人情報」関連データ一覧(別紙)に基づき管理するものとする。

(個人情報の利用の安全性確保)

第14条. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど個人情報に関するリスクに対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第15条. 本協会及び加盟団体において個人情報の収集、利用および提供に従事する者は、法令の規定または本規程を遵守し、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(個人情報を預託する場合の措置)

第16条. 情報処理を委託するなどのために個人情報を預託する場合は、個人情報保護における基準を満たしている会社・団体・者を選定するとともに、契約によって、次に掲げる内容を規定し、その保護水準を担保するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持に関する事項。
- (2) 再委託に関する事項。
- (3) 事故時の責任分担に関する事項。
- (4) 契約終了時の個人情報の返却および消去に関する事項。

2. 前項の契約などの書面またはこれに代わる記録は、個人情報の保有期間にわたって保存しなければならないものとする。

第6章 <自己情報に関する情報主体の権利>

(自己情報に関する権利)

第17条. 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用または提供の拒否権)

第18条. 本協会及び加盟団体が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合。
- (2) 情報主体または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。

第7章 <組織および実施責任>

(個人情報保護管理責任者の選任)

第19条. 本協会理事長は、本規程の内容を理解し実践する能力のある本協会役員を、個人情報保護管理責任者として指名するものとする。

2. 本協会理事長は、各加盟団体の最高責任者をその加盟団体での個人情報保護管理責任者として指名する。

(個人情報保護管理責任者の責務)

第20条. 個人情報保護管理責任者は、本規程に定められた事項を理解し、および遵守するとともに、個人情報の収集、利用、または提供に従事する者にこれを理解させ、および遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

第 8 章 <教育>

(教育の実施)

- 第 19 条. 本協会役員及び個人情報保護管理責任者は定期的に個人情報保護に関する教育を受けなければならない。
2. 加盟団体においては、各加盟団体の個人情報保護管理責任者が個人情報を扱う担当者へ教育を実施するものとする。

(個人情報保護管理責任者の責務)

- 第 20 条. 個人情報保護管理責任者は、本規程に定められた事項を理解し、および遵守するとともに、個人情報の収集、利用、または提供に従事する者にこれを理解させ、および遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

第 9 章 <附則>

(改廃)

- 第 19 条. 本規程の改廃は理事会の決議により行なう

(その他)

- 第 20 条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第2版	2017年9月27日	個人情報保護法に合わせて改定